

一 般
毒物劇物 農業用品目 販売業登録申請書
特 定 品 目

店舗の所在地 及び名称					
備 考	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 70%; padding: 2px;">法第19条第2項若しくは第4項の規定により登録を取り消されたこと</td><td style="width: 30%;"></td></tr><tr><td style="padding: 2px;">上記に該当する場合、取消の処分を受けた日</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</td></tr></table> 現物取扱い（有・無） 取扱責任者設置（有・無） 店舗所在地郵便番号（ — ） 店舗電話番号（ — ） 担当者名（ ）	法第19条第2項若しくは第4項の規定により登録を取り消されたこと		上記に該当する場合、取消の処分を受けた日	年 月 日
法第19条第2項若しくは第4項の規定により登録を取り消されたこと					
上記に該当する場合、取消の処分を受けた日	年 月 日				

一 般
上記により、毒物劇物の農業用品目販売業の登録を申請します。
特 定 品 目

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

豊橋市保健所長 殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

(裏面)

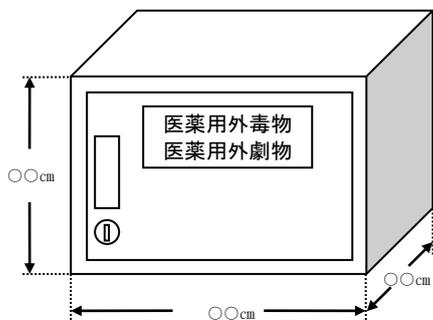
【注意事項】

- ① 該当する登録の種別を○で囲んでください。(2カ所)
- ② 店舗が共同ビル内等にあり、場所の特定がし難い場合は、店舗の所在地は、「○○ビル○階 ○号室」等まで記載してください。
- ③ 店舗と貯蔵場所が離れている場合は、貯蔵場所の所在地を備考欄に記載してください。
- ④ 現物直接取扱(サンプルを含む)の有無を記載してください。直接現物を取り扱う店舗については毒物劇物取扱責任者設置届を同時に提出してください。なお、直接現物(サンプルを含む)を取扱わない店舗については、当該店舗において、その後、直接現物を取り扱う場合には、変更届(設備)及び取扱責任者設置届(未設置の場合のみ)を提出してください。
- ⑤ 手数料15,100円

【添付書類】

- ① 法人にあつては、定款若しくは寄付行為又は登記簿謄本。
ただし、毒物劇物販売業等の登録の申請の際、すでに豊橋市保健所長あてに提出しており、その旨を備考欄に付記したときは、添付を省略できます。
- ② 店舗の平面図及び毒物劇物の貯蔵設備の概要図(例:下記のとおり)各1部。
 - (1) 店舗の平面図・・・店舗のレイアウト(寸法、扉、窓、かぎ及び貯蔵設備の位置など)を平面図とする。ビル等にあつては店舗の位置するフロアの平面図。
 - (2) 貯蔵設備の概要・・・見取図又は立面図による。
寸法(縦・横・高さ)・材質・かぎの位置・表示の位置と文字を記入してください。

(記載例)



材質
[スチール製]

〔※毒物又は劇物を直接取り扱わない場合には、店舗の平面図及び毒物劇物の貯蔵設備の概要図は不要〕

【店舗の施設基準】

毒物又は劇物の貯蔵設備等は次に定めるところに適合しなければなりません。

- ① 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- ② 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- ③ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれのないものであること。
- ④ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。
- ⑤ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けられていること。
- ⑥ 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- ⑦ 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。